山梨県地域密着型サービス外部評価実施要綱（抜粋）

第１ 目的

この要綱は、県における地域密着型サービスの外部評価（以下「外部評価」とい

う。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

第２ 外部評価の趣旨

１ 外部評価は、認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）の事業者（以下「事

業者」という。）が「指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基

準｣（平成１８年３月１４日厚生労働省令第３４号。以下「地域密着型サービス

指定基準」という。）第９７条第８項及び「指定地域密着型介護予防サービスに

係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準｣（平成１８年３月１４

日厚生労働省令第３６号。以下「地域密着型介護予防サービス指定基準」という。）

第８６条第２項の規定に基づいて行わなければならない「サービスの質の評価」

の一環として位置づけるものである。

２ 事業者は、外部評価の結果と、当該評価を受ける前に行った自己評価の結果を

対比して両者の異同について考察した上で、外部評価の結果を踏まえて総括的な

評価を行うこととし、これによって、サービスの質の評価の客観性を高め、サー

ビスの質の改善を図ることを狙いとするものである。

第３ 自己評価及び外部評価の実施回数

１ 事業者は、その事業所ごとに原則として少なくとも年に１回は自己評価及び外

部評価を実施するものとすること。

２ 県は、事業所の申し出により、過去に外部評価を５年間継続して実施している

事業所であって、かつ、次に掲げる要件を全て満たす場合には、１の規定に関わ

らず、当該事業所の外部評価の実施回数を２年に１回とすることができる。この

場合、外部評価を実施しなかった年については、「５年間継続して実施している

事業所」の要件の適用に当たっては、実施したものとみなすこととする。

(1) 自己評価及び外部評価結果（別紙１）及び目標達成計画（別紙８）を市町

村に提出していること。

(2) 運営推進会議が過去 1 年間に６回以上開催されていること。

(3) 運営推進会議に、事業所の所在する市町村の職員又は地域包括支援センタ

ーの職員が必ず出席していること。

(4) 自己評価及び外部評価結果(別紙１)のうち、外部評価項目の２、３、４、

６の実践状況（外部評価）が適切であること。

３ 前項の事業者の申し出に関する事務手続きは、別に定める「地域密着型サービ

ス外部評価実施回数軽減手続事務要領（別紙２）」により実施するものとする。

（略）

第９ 評価結果の公表について

１ 評価機関は、当該サービスの利用を希望する者による事業所の選択に資するた

めに、独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉保健医療情報ネットワークシ

ステム（ＷＡＭＮＥＴ）」を利用して、自己評価及び外部評価結果（別紙１）及

び目標達成計画（別紙８）（以下「評価結果等」という。）を公開することとする。

２ 事業者は、評価結果を、次により説明、開示又は提供するものとする。

（１）利用申込者又はその家族に対する説明の際に交付する重要事項を記した文書

に添付の上、説明すること。

（２）事業所内の見やすい場所に掲示するほか、自ら設置するホームページ上に掲

示するなどの方法により、広く開示すること。

（３）利用者及び利用者の家族へ手交もしくは送付等により提供を行うこと。

指定を受けた市町村に対し、評価結果等を提出すること。

この場合の市町村とは、事業所が存する市町村に限らず、平成１８年４月１

日以降、指定を受けた他の市町村に対しても同様の扱いとすること。

（４）評価結果等については、自ら設置する運営推進会議において説明すること。

また、併せてサービス評価の実施と活用状況（別紙９）について、作成し説明

することが望ましい。

３ 事業所が存する市町村は、当該サービスの利用を希望する者による事業所の選

択に資するために、事業所から提出された評価結果等を管内に設置する地域包括

支援センターに提供するとともに、市町村の窓口及び地域包括支援センターの窓

口の利用しやすい場所に掲示等を行うこと。